

令和8年3月30日

精華町議会

議長 岡本 篤 様

民生教育常任委員会

委員長 山下 芳 一

(公 印 省 略)

民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第14号	精華町国民健康保険税条例一部改正について	原案可決
議案第15号	精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定について	原案可決
議案第16号	精華町介護保険条例一部改正について	原案可決
議案第17号	精華町子ども・子育て会議条例一部改正について	原案可決
議案第18号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原案可決
議案第19号	精華町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決
議案第24号	令和7年度東光小学校屋内運動場空調設備等整備工事請負契約の締結について	原案可決

議案第25号	令和7年度精華南中学校屋内運動場空調設備等整備工事請負契約の締結について	原案可決
--------	--------------------------------------	------

議案第14号 精華町国民健康保険税条例一部改正について

【委員会での討論】

◀ 反対討論 ▶

- 国政上の問題ではあるが、住民の負担が大きいことから賛成できない。
子育て支援は大事なことであるが、低所得者を中心に構成されている国民健康保険の加入者に負担をかけていくことは適切ではないと考える。
富裕層や大企業への減税や、軍事費の増大などをなくせば、住民が負担をすることなく、子育て支援を行うことができることから、本議案に反対する。

◀ 賛成討論 ▶

なし

議案第15号 精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定について

【委員会での討論】

◀ 反対討論 ▶

なし

◀ 賛成討論 ▶

- 本条例は、手話が言語であるという認識に基づき、聾者を含む手話を必要とする人々が社会で安心して生活できる環境を整えるために必要であり、基本的人権の尊重のもと、共生社会の実現を目指さなければならない。
本条例の目的、理念等に従い、手話への理解促進、普及啓発、環境整備、手話による情報発信の推進、手話通訳者の派遣・確保・養成、手話学習の機会確保、学校教育における手話言語の啓発と理解、相談体制の整備、災害時における手話での情報提供などについて、予算措置や取組が推進されることを期待し、本議案に賛成する。
- 手話は、聾者、難聴者、中途失聴者の方々が、社会生活の中で互いに意思疎通を図り、理解し合う上で必要な言語の一つである。
こうした中で、言語としての手話の普及、そして合理的配慮により、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を選択することができることで、障害者の社会参画を促し、全ての方々が障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合いながら共生できる社会の実現は共通の願いである。
今回の条例制定を通じて手話に対する住民や事業者の理解が進み、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現につながることを期待し、本議案に賛成する。

- 本条例は、手話が言語であるという認識を広め、手話を使う人々が安心して生活できる社会の実現を目指すものである。

そのためには、障害者基本法で明確に規定されている言語としての手話という基本的な認識のもと、環境整備、社会参加の促進、多様なコミュニケーション手段の保障等を通じて、共生社会の実現に向けて邁進していかなければならない。

また、本町ではその基礎となるのが本条例であり、周知及び啓発と、パブリックコメントに込められた思いを踏まえて事業を推進してもらうことを求め、本議案に賛成する。

- 本条例は、手話が言語であるとの認識を明確に定め、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進するものである。

また、昨年6月に成立した手話施策推進法を具体化したものであり、誰もが自分に合った手段で情報を取得して意思を伝え合える社会を構築するための、極めて重要な法的根拠となるものである。

障害のある方々が、日常生活や災害時において情報の壁に阻まれることなく行政サービスを享受し、地域社会に参加できる環境を整えることは、本町が目指す共生社会の根幹であり、本条例によって町の責務が明確化されることで、手話通訳者の養成や派遣体制の充実、さらには民間事業者や町民への理解促進が加速することを期待する。

そして、この条例を契機として、障害の有無にかかわらず、全ての住民が人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らせる共生社会のまちづくりに向けての大きな一歩となることを期待し、本議案に賛成する。

議案第16号 精華町介護保険条例一部改正について

【委員会での討論】

◀ 反対討論 ▶

- 個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、保険料段階が下がって非課税世帯が増えるのであれば、令和8年度から該当する被保険者に適用すべきである。

これは被保険者の権利であり、保険者の収入不足のために1年先送りするということは、不当であると考ええる。

また、保険者の収入不足の補填については、約4億7000万円の残高がある介護給付費準備基金から、不足する約800万円を補うことは可能である。

介護給付費準備基金の原資は被保険者の保険料であり、余れば被保険者に返すことが当然であって、万が一の事態に備えて蓄えているならば、今回のような事態にあっては活用すべきであると考ええるため、本議案に反対する。

◀ 賛成討論 ▶

なし

議案第18号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

【委員会での討論】

《 反対討論 》

- 保育をするためには、保育士の権利や労働条件がしっかりと保障されており、また、子供の健康診断や健康への配慮などが十分でなければならないが、本制度の導入によって、その点が非常に心配になることから、本議案に反対する。

《 賛成討論 》

なし

議案第19号 精華町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

【委員会での討論】

《 反対討論 》

- 子供を預ける保育所に、地域限定保育士などの条件整備を行うことについて非常に心配であるため、本議案に反対する。

《 賛成討論 》

なし